

第4回東京都ひとり親家庭自立支援計画
(第5期) 検討委員会

令和6年12月23日(月)
都庁第一本庁舎33階北棟特別会議室N2

午前 9 時59分開会

○岡本課長 皆様、おはようございます。定刻より少し早いのですが、皆様おそろいになりましたので、これから始めさせていただきます。

ただいまから第4回「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）検討委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

私、本委員会の事務局を務めます福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の岡本でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。

資料の1枚目の次第に配付資料の一覧を記載しております。本日は次第に記載のとおり、議事用の資料が資料1から資料5まで、そのほか参考資料が1から4までございます。参考資料の1は、現計画の冊子を置かせていただいております。

不足等ございませんでしょうか。

続きまして、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、泉谷副委員長がウェブにて御出席をいただいております。

また、小阿瀬委員、小川委員、吉川委員からは所用のため御欠席との御連絡をいただいております。小川委員の代理として住宅政策本部住宅企画部企画経理課企画総括担当の北山統括課長代理に、吉川委員の代理として住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課管理企画担当の池上課長代理にウェブで御出席をいただいております。

本検討委員会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますことを御了承いただければと思います。

また、本日の会議は来庁とオンラインを交えたハイブリッド会議形式での開催となっております。ウェブで御参加の委員におかれましては、御発言の際は挙手ボタン、または御発声にてお知らせいただければと思います。

議事録作成のため、速記が入っております。御発言の際は必ず御所属とお名前をおっしゃっていただいてから、なるべく大きな声ではっきりと御発言いただきますようお願いいたします。

また、御発言の際以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

会場で御出席の委員の皆様におかれましては、御発言の際には挙手をお願いいたします。各委員の間にハンドマイクを置いてございますので、委員長からのお声がけがありましたらマイクをお取りいただいてオンにして御発言いただければと思います。

また、ウェブ参加の方もいらっしゃいますので、御発言の際には御所属とお名前もお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては森田委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○森田委員長 皆さん、おはようございます。ウェブで参加の皆さんもおはようございます。

それでは、議題に沿って進めてまいります。本日の議題は2点ございます。今日は対面でやるのは最後ということになりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

まずは、議題1の第5期計画素案についてです。これまでの議論から、事務局に素案としてまとめていただきました。全体を通しますと長くなるため、説明は章ごとに行っていただき、章の説明ごとに質疑とさせていただきます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○岡本課長 それでは、資料3の「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）」の素案を御覧いただければと思います。

まず初めに、第1章と第2章の部分まで御説明させていただきます。

資料3で素案をまとめておりますが、第1章「はじめに」のところは計画策定の趣旨やこれまでの経緯等を記載しております。

3ページに「計画の位置付け」を記載してございますが、こちらの計画については何度も御説明しておりますとおり、母子父子寡婦福祉法の第12条に基づく「自立促進計画」となっております。

計画の期間は、令和7年から11年までの5年間となっております。

4ページの「計画の理念と施策分野」でございますが、第3回の委員会でお諮りいたしましたとおり、第5期の計画ではこれまでの計画の理念と体系を継承しまして、以下3つの理念の下で4つの施策分野を柱にひとり親の支援を推進していくこととしております。

5ページ以降は、各ひとり親家庭の状況などのデータをお示ししております。こちらはほとんど第1回の会議のほうで御説明させていただいたものをまとめているような状況でございます。

第1回のところで御説明しなかった内容としまして少し補足させていただければと思うのが、15ページのところです。参考資料では第1回でもおつけしていただけたのですが、御説明を省略しましたが、例えば「保育の利用状況」などを見ていただきますと、ひとり親世帯においては共働きの世帯よりも保育の終了時間が遅い傾向にあるですとか、「学童クラブの利用状況」につきまして共働きの世帯よりもひとり親世帯のほうが利用の割合が高いというようなデータがございます。

また、16ページを御覧いただきまして、「帰宅時間」で例えば母子家庭の母のところを御覧いただきますと、共働きの家庭よりも帰宅時間が遅いというような傾向にございます。

続きまして、少しページを飛ばさせていただきますが、23ページのところに「生活保護受給世帯の状況」というのを記載しております。事前にお送りしている資料と少し差し替えておりますけれども、生活保護自体の受給世帯の状況というのは横ばいになっておりますが、生活保護を受けているうちの母子世帯の数というのは近年減少の傾向にございます。

続きまして、少しページが飛びますが、25ページで「子供の貧困」についてです。ひと

り親家庭の子供の貧困の割合を見ていただきますと、相対的な貧困率という意味では確かにほかの一般の世帯の比べると高い状況にはございますが、平成30年の調査と比べた表が真ん中にございますけれども、相対的貧困率と子供の貧困率、ともに減少傾向にはございます。

続きまして、28ページを御覧いただければと思います。28ページには「母子・父子自立支援員」など、地域におけるひとり親家庭の支援の従事者の数等をお示ししております。会議の中で森田委員長からも以前御指摘がございましたとおり、やはり母子・父子自立支援員の数はかなり多くなっておりますけれども、女性相談支援員との兼務というのがかなり多いというような状況で、234名のうち177名が女性相談支援員との兼務となっております。

近年、新規の相談件数というのがグラフで真ん中に示しておりますけれども、少しずつ減少の傾向にはございます。

続きまして、第2章を御覧いただければと思います。

第2章に、「第5期計画策定に当たっての視点」で5つの視点というのを前回の会議でも御説明しましたけれども、こちらを第2章というところで章立てをしまして記載をしております。

まず視点のうちの1つ目ですが、「支援が必要なひとり親家庭とつながり、地域全体で切れ目なく支援」というところを掲げております。こちらについては、第4期の計画策定以降の動きとしまして、令和6年の4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されておまして、やはり困難な女性、特にひとり親になる前の女性の支援というところもひとり親計画の視点として必要なのではないかと考えております。

また、「改正児童福祉法」が同じく令和6年の4月に施行されておまして、例えば改正児童福祉法の中では母子保健と子育ての部門の連携というところで、「こども家庭センター」の設置ですとか、あとは家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の支援をする「妊産婦等生活援助事業」が創設されていたり、あとは社会的養護経験者の交流、相談支援を行うような「社会的養護自立支援拠点事業」という新たな事業が創設されたというような動きがございます。

こういったことを踏まえまして、女性支援の取組が民間団体とも協働して進められているところですが、やはり「妊産婦等生活援助事業」など東京都内の自治体でも始まっております。

また、第5期計画においてはひとり親になる前から、妊娠期からの切れ目ない支援というところが委員会の中でも指摘をされているところでございます。そういったところを踏まえまして、従来から関係機関が連携してひとり親家庭を支援していくという視点はあったのですけれども、それ以外に「第5期計画における視点の方向性」というところの○の2つ目です。未婚の特定妊婦に対しては、妊娠期から母子保健と児童福祉部門が連携してひとり親家庭の支援につなげていくことというところを新しく今回入れております。

続きまして視点の2つ目でございますが、「各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援」という部分につきましては第4期計画と大きく変わってはおりません。第1章のほうでもひとり親家庭の状況を様々グラフとかデータでお示しをしておりますけれども、ひとり親家庭の状況というのは本当はかなり様々な状況になっております。ひとり親になった理由ですとか、ひとり親になったときの子供の年齢ですとか、それぞれの家庭の状況によって収入状況なども違いますし、困難な問題を抱える点というのがかなり違っているとこもございますので、ひとり親家庭の状況、特性とかニーズに応じた支援を進めていくというところを方向性として掲げております。

続きまして3つ目の視点ですけれども、「子供の健全育成と将来の自立に向けた支援」ということで33ページからの記載がございます。こちらの視点につきましては、第4期計画と項目自体は同じでございますけれども、少し第4期計画策定以降の動きとしまして、例えば令和3年の4月に「東京都こども基本条例」が施行され、令和5年には「こども基本法」の施行、また今年の5月には「民法等の一部を改正する法律」が成立ですとか、そういうような動きがございます。やはり子供の権利に関する動きというのが第4期計画策定以降に大きくあったと考えております。

ですので、子供の健全育成という中にもやはり子供の視点というところが重要だということで、「第5期計画における主な見直し」として33ページの下のところに記載してございますけれども、例えば子供の居場所というところを具体的見解の項目の一つとして位置づけまして子供の権利というような視点を少し意識したようなつくりにしております。

また、民法改正なども踏まえまして、子供の最善の利益を考慮しながら安全・安心な親子交流を推進していくための「親子交流支援事業」などの対象の拡大というところを検討しております。

また、ひとり親家庭の中にはヤングケアラーと思われるような子供が存在する可能性というところを計画の中に明記していきたいと考えております。

34ページに少し御紹介しておりますけれども、第5期計画策定に向けた「ひとり親家庭の子どもへのヒアリング」というのを行っております。こちらは前回の委員会でも御説明しておりますが、簡単にヒアリングの内容をまとめております。

【子供たちの主な意見】としましては、きょうだいの世話や家事負担が大きいというような、少しヤングケアラーというようにところを思わせるような発言があったり、あとは学習支援だとか講習代などの教材費などの負担感があるというような話がありました。

あとは、中高生が自由に使えるような居場所が必要だとか、日常生活の中でも相談できるというのではないかというような話、またはひとり親家庭であることはなかなか友達とか家族とも話さないお子さんがいらっしゃるというような状況もございました。

続いて、4番目の視点でございます。これは今回第4期計画にはなかったところを視点として新たに入れておりますが、「子供の貧困の解消に向けた施策の推進」というところ です。子供の貧困の解消というところでは、今年の6月に「子どもの貧困対策の推進に関す

る法律の一部を改正する法律」が公布されまして、子供の貧困解消法が成立しております。東京都の場合、子供の貧困対策計画というのは東京都子供・子育て支援総合計画に包含されております。こちらは図の一番上に示しておりますとおり、子供・子育て計画の中で、教育の支援と生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援という4つを柱に、子供・子育て計画の中で貧困対策計画を位置づけております。

こちらとも整合性を図りながら、東京都ひとり親家庭自立支援計画のほうでは相談、就業、子育て支援、経済的支援という4つの柱がございますけれども、貧困対策に関する内容というのは特定の柱の中に位置づけるというよりは各柱にいろいろ関連する動きがございますので、子供の貧困対策というのはひとり親家庭自立支援計画全体を通して持つべき視点ということで視点の1つに位置づけております。

続きまして最後、5番目ですけれども、「母子生活支援施設の活用促進」というところで、こちらは第4期計画から母子生活支援施設の活用を視点として位置づけております。母子生活支援施設に関しては、児童福祉法に位置づけられた児童福祉施設で母と子がともに生活しながら専門的な支援が受けられるということでは唯一の児童福祉施設になっております。

「課題を有する母子への支援」ということで、入所して保護を行う支援というところはもちろん重要なのですが、それ以外にも地域の子育て資源として積極的に活用していくという視点を入れております。

第1章、第2章については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから素案の第1章、2章について説明がありました。委員の皆さん、特にオンラインで参加してくださっている方々も含めてですが、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。基本的な方針になります。

どうぞ、横井委員。

○横井委員 母子生活支援施設リフレここのえの横井です。

1点確認なのですが、33ページの「第5期における主な見直し」の上の「民法等の一部を改正する法律」の中で、これは共同親権のことだと思うのですが、このことの変更というか、改正に伴っていわゆる子供の最善の利益を考慮しながらという中に共同親権の運用に関してここに書かれているというふうな理解でよろしいのですか。

○森田委員長 お願いします。

○岡本課長 今、御指摘いただいたとおり、民法改正に関してというところでは、後でまた第3章以降で御説明しますが、ほかにも施策として検討しているものはあるのですが、ここの「子供の健全育成と将来の自立に向けた支援」という子供の権利とか、子供の視点というところでいくと、やはり一番大きいところが親子交流のところなどで子供の最善の利益を考慮するという視点はもともとある視点ではあるのですが、少し

そこを充実させる必要があるかなということで「第5期計画における主な見直し」というところに入れております。

○横井委員 ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにいかがですか。御質問や感想でも構いませんが。

私から質問がありますけれども、34ページなどに【子供たちの主な意見】という形でエビデンスとして子供たちにヒアリングをして、そこから出てきた意見ということでは、今回の計画づくりの中でとても大事な試みだったと思うですけれども、この【子供たちの主な意見】というのが一体どうやってできてきたのかというのは、この報告の中ではどう書かれるのかなと思って、気になったんです。最初の計画の趣旨とか何かのところではなかったですか。

このことは、どこかに出ますか。いかがでしょうか。

○岡本課長 どうやって出てきたかというのは、これをなぜ行ったかということですか。

○森田委員長 いえ、子供たちの意見を聞いて、意見の中からこの項目をつくったんだと。

要するに、エビデンスはどうやってつくられたのかということとはとても大事になってくるのですが、【子供たちの主な意見】と書かれると、これはどこから出てきたんだろうと多分びっくりされると思うので、これはどこからかということについてはどこに書かれるのかなと思ったのですが、分かりますか。

○岡本課長 どこからかというのは、これを受けてどう反映させるかという話ではなくて。

○森田委員長 そうではなくて、この意見はこの間、子供たちに集まってもらって、ひとり親の子供たち、大学生たちが語った会のところでの意見ですよ。

○岡本課長 そうです。

○森田委員長 このエビデンス自体としては、例えば資料みたいな形で最後に載ってきて、注釈か何かでこの意見からここは持ってきたみたいな、そういう記載になっていくのか。

○岡本課長 ヒアリングをした実施内容の詳細という意味ですか。

○森田委員長 詳細なのか、あるいはその詳細はどこを見れば分かるかとか、そういうような形の記載の仕方が欲しいなと思ったのですが。

○岡本課長 参考資料等でもう少し具体的にまとめた内容は掲載する予定になっていますので、参考資料のほうでももう少し、どういう状態でこういう意見が出たかとか、細かい話とかを掲載した上で、詳細は何ページというようなところを記載するということでよろしいですか。

○森田委員長 はい。それが確認できればいいです。ヒアリングした内容がこういう形で計画の中に反映されて、そして尊重されているということをお子供たちにも伝えたいと思うんです。あるいは、伝えなければならないと思うので、そういう意味でこれはそこから出てきているんだということが何らかの形で報告書の中に記載されることが必要だろうと思ったんです。

当事者の重要な意見なので、そういうことをお願いしたいと思いました。

○岡本課長 まとめる段階で、もう少し詳しいところとか載せておきたいと思います。ありがとうございます。

○森田委員長 そうですね。どこかにきちんと書いておいていただければ結構です。お願いします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

どうですか、木村委員、基礎自治体からこういうところはぜひ強調してほしいとか、何かありますか。

○木村委員 木村でございます。

28ページの母子・父子の自立支援と女性相談員の兼務とか、その辺の実態も反映されているのでよろしいかと思います。

加えまして、35ページの東京都の計画に基づくところで、国の計画より東京都のほうが先行しているということも非常に分かりやすく表現されているので、このままでよろしいかと思います。

○森田委員長 参考資料等で基礎自治体の調査を今回もやったわけですが、それも何らかの形で掲載されていくと考えてよろしいのでしょうか。

○岡本課長 今回、計画策定に当たって62区町村にアンケートさせていただいたので、その結果も少しまとめた形で参考資料に最後まとめたいと思います。

○森田委員長 分かりました。ありがとうございます。

泉谷委員、お手が挙がっているということなのですが、いかがでしょうか。

○泉谷副委員長 ありがとうございます。聖隷クリストファー大学の泉谷です。

今、2章のところの御説明をいただきまして、最初の「支援が必要なひとりと親家庭とつながり、地域全体で切れ目なく支援」の「第5期計画における施策の方向性」の3つ目のところです。この会議で本当にたくさんの機関だとか、相談窓口だとか、それから制度、サービスがあるということが報告をされていますけれども、実際に本当に支援を必要とする方がダイレクトに相談窓口につながってくることはなくて、どこかしらにまず行って、そこからつながってくる人が多いと考えると、本当に3つ目のところはとても大事なところかなと思っています。

ひとり親家庭を対象とした相談窓口や支援機関への広報・普及啓発の強化というところですが、これは計画なのでまだ具体的な策はないと思うのですが、ぜひこの部分について東京都が市区町村とどういった形で一緒にやっていくのか、それぞれやってくださいという形になるか、東京都がやるのかは分かりませんが、この辺についてはぜひ取組をお願いできたらと思います。その上では、やはりひとり親家庭の方たちの声をいろいろお届けしていただけたらと思います。

意見でした。ありがとうございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

特に多分、自立支援員の方々が例えば直接相談であったり、あるいは地域の中で様々な子供食堂をやっておられたり、学習支援をやっておられたりというような人たちが、どうやってもう少し東京都の様々なサービスにつながっていくか。そのところはどんなふうに仕掛けをつくったらいいのだろうという、多分そこなんだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

例えば、東京都のほうでは今回についてはこんなことを考えているとか、あるいは基礎自治体のほうでは例えばここを踏まえてこんなふうを考えているとか、そういうようなことはおありになりますか。

○岡本課長 事務局でございます。

具体的な中身についてはまた3章のほうでも御説明をさせていただきますが、母子・父子自立支援員の方向けにはもちろん研修は実施をしまして、その研修自体は引き続き相談支援の力の向上とか、そういうような研修は続けていこうとは思っているのですけれども、それ以外にもやはり民法改正の動きですとか、そういうところも踏まえると、専門的な内容の相談の支援ができるような研修を充実させるとか、あとは区市町村の方の何か相談ですね。支援者の方の相談に対応できるような仕組みというのを考えていく必要があるのかなとは思っております。

あとは、施策の方向性の3つ目の○のところで、広報とかというところは書いてあるのですけれども、それだけではなくて、きっと相談窓口自体にお越しにならない方もいらっしゃると思うので、その相談窓口につながっていない方をどうやって把握していくかという意味では、1つ目の○のところですね。支援が必要な家庭が必ずしもつながっていないのではないかというような御指摘もかなり委員会の中ではありましたので、子供食堂ですとか、子供の学習支援とか、そういった場でも要支援の家庭を見つけて、そういう相談窓口に来ていない方を何とか必要な支援につなげていくということも大事な視点なのかなとは思っております。

以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

木村委員、何かございますか。

○木村委員 木村でございます。

こちらの計画とまた別のところなのですが、ここで市町村に下りてきている話で、重層的支援の話がかなり出てきておりまして、市役所の中でもどこが音頭を取るんだとか、そういうような話も結構あるのですが、実際に動き出しているところで子供家庭センターですと児童福祉部門と母子の保健部門のほうが一緒になって動くことによって、その中で妊娠届出の時点でやはり課題がある方、あとは虐待に絡んで課題がある方というところの中で、ひとり親家庭というところにチェックがつくような方に対しては、一緒にひとり親家庭の施策の担当が絡んで、あとは生活困窮の担当と一緒に動くようなことが実際に今、起こっております。

そのところで、今まで支援につながっていなかった方をどうにか支援につなげられるような土台が今できつつあるのかなと感じてはおります。

○森田委員長　ありがとうございます。

恐らく、子供家庭センターというのは今度の子供・子育ての計画のほうでかなり議論されていることなのだろうと思いますけれども、私もいろいろな自治体で子供家庭センターの活動が、特に福祉と医療や保健との協働ということを推進していくときに、なかなか一体化した施策というものをつくり上げたり、協議体を持っていくというのは難しいと思うのですが、例えば木村委員の多摩地域は、今までだったらばらばらで行われていたような事業というのが一体化して活動というような展開はされ始めているのでしょうか。そのときは、どこの部署が音頭を取られるのですか。

○木村委員　基礎自治体の中でも、私どもの市は人口のベースで6万程度ということで非常に少ないのでうまくできているという面もあるのですが、その際は要対協の絡みの児童福祉部門のところはやはり児童福祉法に基づく権限を持っていますので、要対協の会議の中でケース会議だとか、そういうところで主導的な役割を果たして、そこでひとり親担当、貧困担当のほうにもつなげていくというような形が今できて、実際に動いております。

○森田委員長　今、少しいわゆる保護が必要な家庭の子供たちというところでの検討が始まってきているということですが、ただ、一般的な具体的にはひとり親家庭であったり、あるいは妊娠・出産、そして子育てをしようとする人たちのところに子供家庭センターがどういうふうに支援していくのかということとはなかなか難しいのでしょうか。

○木村委員　木村でございます。

一般の妊娠届出の方というのは、東京都のほかのギフトの政策だとか、8か月アンケートだとか、そういうものではほぼ100%引っかかるような形にはなっているんです。それで、今までですと妊娠届出のときだけという形だったのですが、機会が増えることによって信頼関係も徐々に築いていけるとか、あとは発達段階とか発育段階によってお悩みなどがあるときに声をかけていただく。そのときに、ひとり親の課題とか、そういうものも関連してきているようなんです。

ですから、妊産婦におきましては今かなりの確率でここ数年の施策によってお話ができる機会が増えているというのは実情だと思います。

課題は、今のギフトだとか、伴走型支援の前の段階の方々とか、子供が大きい方で離婚とか、そういう問題が生じた方の拾い上げとか、そういう方の窓口のつなげというのは、実際にやはりお仕事とかをされていて相談する機会がないというところもあるんですね。それで、自治体とかでもかなり多くやっているのですが、やはり土曜開庁だとか、水曜日の夜間開庁とか、私たちの市ではやっているのですが、そういうときの相談とか、あとは学校、保育園のほうでやはり接する機会が多いのでそちらから情報を上げていただくというような形の活用を考えております。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。少し様子が見えてきたという感じがするのですが、泉谷委員、今の木村委員からのお話を踏まえていかがですか。

○泉谷副委員長 ありがとうございます。

本当に資源を通してというのが一番お互いの理解が進むのかなと思いつつ、ひとり親の方たちのいろいろな声を聞いていくと、窓口に行くところ自体にハードルがあって、その対応いかんによって、やはりもういいかなと思ってしまうことがあるというような意見も聞きます。支援を通して理解を深めていただくのと、併せて一緒にやることがない人たちにもひとり親の方たちの思いみたいなものが伝わって、どの方が窓口に行っても次につながるような形が木村委員のところの自治体さんのようにできていくといいなと思いながらお聞きしていました。ありがとうございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、次の第3章について事務局からのお話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○岡本課長 事務局でございます。

では、第3章について御説明させていただきます。

第3章については、施策の主な4本の柱に沿ってまとめております。それぞれの項目ごとに、まずは「現状と課題」、その後に「今後の取組」というのを記載した後に、最後に【主な施策】ということで、全てではないのですが、ひとり親に関連する施策ですとか、あとはひとり親専用の施策ではないのですが、関係してくるものをまとめております。一部まだ予算要求中のものなどもございますので、予算案が固まる時点では一部変更になる可能性もありますことは御了承いただければと思います。

では、順番に御説明させていただきます。

まずは1番の「相談体制の整備」の中で「広報・普及啓発と相談窓口」というところですが、先ほどの第2章の部分でも話題になっておりましたけれども、「現状と課題」ですが、支援が必要な人が必ずしも相談窓口につながっていないのではないかというような御指摘があったことですか、子供のヒアリングの中からも出てきた、ひとり親家庭の中にはきょうだいの世話とか、家事を担うようないわゆるヤングケアラーが存在するのではないかというような問題提起もございました。

あとは、妊娠期から関係機関が連携して、ひとり親になる前からの支援というものが必要ではないかというようなことの御指摘がございましたので、「現状と課題」というところで記載をしております。

「今後の取組」については38ページのところですけれども、まずは子供食堂ですとか、子供の学習支援などの拠点も活用しまして、要支援家庭の把握に取り組んでいる区市町村を支援していくということ。

ヤングケアラーに関してですが、ヤングケアラーの施策というのは早期に発見して適切な支援につながるということで、関係機関の連携というところが大きいのですが、

これはもともと既存の事業ではございますが、そういったヤングケアラーの相談体制の整備というところを記載しております。

また、予期せぬ妊娠した方とか特定妊婦の方については第2章でこれも御説明したとおり、困難女性の法律が今回施行されていますので、支援調整会議などで関係機関が連携していくということで、そういった支援調整会議の設置なども区市町村に働きかけていくということを記載しております。

39ページ以降が「ニーズに応じた相談支援」というところですが、こちらでは第2回目に母子・父子福祉団体のヒアリングを行った際に、父子家庭の父からの相談が増えているというような御意見が母子・父子福祉団体、両方からあったということで、父子家庭の父へのアプローチが大事なのではないかというような御指摘もありましたので、「現状と課題」に入れております。

また、今年5月に民法改正があったということで、ひとり親家庭に関する動きとしては大きなものということで課題に入れております。

「今後の取組」として、＜父子家庭への支援＞というのは今までも行ってはいるのですが、例えばひとり親家庭支援センターにおいても母子家庭だけではなくて父子家庭向けの相談というのも行ってありますが、もう少し父子家庭が相談しやすいような体制の検討などが必要ではないかと考えております。

また、＜民法改正への対応＞としては民法改正への相談対応ということで、区市町村ですとか母子生活支援施設などの支援者の方の研修、またはひとり親家庭支援センターにおいて区市町村の職員からの民法改正に関することの相談などにも対応できるような体制の整備を検討しております。

40ページですが、＜養育費確保・親子交流への支援＞というところではやはり専門的な相談、養育費の相談とか法律相談のニーズというのがますます高まると考えておりますので、ひとり親家庭支援センターのほうで専門相談の枠というのは持っているのですが、その専門相談の枠を拡充したり、あとはできる限り身近な自治体においても専門的な相談が受けられることが望ましいと考えておりますので、そういった養育費相談等を行う区市の支援というところも考えております。

あとは、親子交流支援事業については今、東京都ひとり親家庭支援センターで実施をしておりますが、東京都の場合は収入要件が厳しいというような御指摘もありますので、そういったところを見直して支援の対象を拡大していくことを検討しているところでございます。

続いて「就業支援」です。就業支援の「現状と課題」については、この委員会を通して例えば女性の就業支援における課題で子育てと仕事の両立が難しいというふうに考えている方が多いのではないかとということで、メンターとかロールモデルといったようなところを活用して寄り添った伴走的な支援が必要ではないかというような御意見が出ておりました。

今回計画策定の中で1回目の委員会から障害とか精神疾患を抱えていらっしゃる方がひとり親の中に多いのではないかとすることを御意見としていただいております、下から3つ目の○のところですが、障害とか精神疾患があるひとり親家庭の方の就業支援に当たっては、障害分野の就業支援とも連携していく必要があるのではないかとこのところを「現状と課題」に記載しております。

42ページ以降に「今後の取組」を記載しておりますが、就業支援に関してはかなり東京都の福祉局のほうでもひとり親向けの就業支援を行っておりますけれども、ほかにも東京労働局さんですか、あとは東京都の産業労働局のほうでもかなり女性の就業支援ですとか、ひとり親家庭の支援というところは施策が充実してきていると考えております。既存の事業も含めまして記載しております。

42ページの一番下のところで産業労働局の石島委員からも御紹介いただいておりますけれども、なかなか窓口に来ない方向けにアウトリーチでのアプローチというようなことも取組が行われておりますので、そういう記載ですとか、または43ページのところで女性の就業支援という意味では東京都でも「はたらく女性スクエア」というのを開設しまして、女性のキャリアアップですとか労働問題とかの相談というのを受けているので、そういった内容を記載しております。

43ページの真ん中の辺りで障害を含めた就労に困難を抱えた方の就業支援という意味では、今もひとり親家庭支援センターのほうでソーシャルファーム等の連携とかも少しずつ進んでおりますので、障害というところでも就労に困難を抱えた方の就業支援という意味ではソーシャルファームとの連携というのが重要かと考えております。

また、障害のある方の就業相談という意味では、区市町村のほうでも障害者就労センターを設置する場合に区市町村の支援というのを東京都でも行っておりますので、そういったことを記載しております。

続いて、45ページ以降が「子育て支援・生活の場の整備」についてでございます。今回は「子育て支援体制」の中に、以前は子供の居場所に当たるような放課後子供教室ですとか子供食堂とかというところは子育て支援体制のほうに入れていたんですが、今回は子育て支援と分けまして、3-1のほうは子育て支援のことだけで記載しております。

第1章のところでも少し補足で御説明させていただいたとおり、ひとり親家庭の場合は保育に関するニーズというのはかなり高いということで、この「現状の課題」の2つ目の○にも記載しておりますけれども、いわゆる「時間の貧困」ということで、仕事と子育てを一手に担うというところで時間的な余裕がなくて子育てのほうにかけられる時間が少ないといったような状況もございますので、保育サービスをはじめとする子育て支援体制の充実が重要かと思っております。

45ページの○の下から2つ目のところでも書いてありますが、アンケート等の状況を見ましても、子育て支援サービスの利用という意味では先ほど学童クラブとかの利用も高いというのはありましたが、ファミリーサポートセンターのような派遣型のサービスについ

てもひとり親世帯と両親世帯と比べると、ひとり親世帯のほうが利用率は高いというような状況がございます。

ひとり親家庭の場合の派遣型のサービスとして、ひとり親家庭ホームヘルプサービスというものがございますが、区市町村のアンケートの中でもひとり親家庭ホームヘルプサービスの状況というのは少し詳しくお聞きをしておりますが、なかなか事業を実施している自治体のうちでも生活支援のほうは実施しているけれども、保育サービス等の子育て支援をホームヘルプサービスで行っている自治体が4割程度と少ないというような状況ですとか、あとは委託事業者の不足とか、支援者の育成はなかなかそこまではできていないというような課題がございました。

それを踏まえまして、「今後の取組」として46ページ以降ですけれども、保育サービスの充実というものがやはりひとり親家庭の支援としては重要だと考えておりまして、保育サービスの充実という意味では今これはひとり親に限らず行っている事業ですけれども、ベビーシッターの事業をひとり親家庭がより使えるように利用上限の拡充などを考えているところです。

あとはく日常生活支援でホームヘルプサービスについても、ホームヘルプサービスに取り組む区市町村に対して、例えば事業の周知ですとか支援者の質の向上に向けた研修などを行う場合の支援などを考えているところでございます。

続いて、48ページが「子供の居場所づくりや学習支援の推進」というところで、今回、子供の居場所というところを学習支援とまとめて子供の権利ということで、子供の意見を取り入れて子供の視点で実施していくという意味で3-2のほうに子供に対する支援というのをまとめております。

「現状と課題」のところに書いていますけれども、ひとり親家庭ということで子供と過ごす時間がなかなか十分に取れていないとか、会話ややりとりがなかなかできない、難しいというような意識をお持ちの御家庭が半数くらいはいるということで、家庭以外のところでもひとり親家庭の子供たちを見守る体制が必要なのかなと考えております。

真ん中の部分でも、児童館とか放課後子供教室などで子供の居場所を確保してきていますけれども、そういう拠点で子供たちと関わる中で家庭における課題に気づいて支援につながられる可能性があるのではないかということで、様々な居場所で子供に関わる大人たちがひとり親家庭の子供について理解を深めていくというところが必要かと考えております。

学習支援に関しては一番下の○のところで、もともと内閣府の調査などでも保護者の経済状況が子供の成績や進学希望に影響を与えるというような指摘はあるのですが、ひとり親家庭の子供に対するヒアリングを実施した中でも、中高生からは学習塾とか受験対策の費用についての負担感というような意見もあったということで、こちらでも御紹介をさせていただきます。

「今後の取組」のところでは48ページの一番下からですけれども、＜ひとり親家庭の子

供の学習支援の推進」ということで、今でも区市町村のほうでひとり親家庭とか生活困窮の家庭の子供の学習支援というのは行っているのですが、そこを充実させていくような支援ができないかということですとか、研修なども実施した上で支援員の方が子供に対する理解を深めていただくということが重要かということで記載をしています。

あとは、もともとある施策ではありますが、例えば経済的な理由で学習が困難な中学生などに対して学習支援を引き続き実施することですとか、「受験生チャレンジ支援貸付」といったような感じで子供たちの進学の実支援というところを記載しております。

50ページの3-3のところでは、「住宅の確保」については住宅の状況ですが、ひとり親世帯の住居の状況と両親世帯と比べると持ち家の割合が低くて、民間の賃貸住宅の割合というのが多くなっている。また、公的な住居の支援が重要だということで「現状と課題」を書いております。

「今後の取組」のところでは、1回目の検討委員会のときも御紹介いただきましたけれども、都営住宅の優先入居ですとか、民間賃貸住宅の円滑な入居促進ということで、区市町村と連携して区市町村の居住支援協議会の設立なども進めておりまして、そちらでの支援を行っているということを記載しております。

最後に、52ページ以降で「経済的支援」です。

ひとり親家庭の収入状況を見ますと、前回の調査とかと比べると改善傾向ではあるのですが、年収が300万未満という世帯の割合がひとり親世帯ですと約半数で、両親世帯ですと300万未満の割合が約3%ということを見ると大きな開きがあるということで、困っていることでも「家計について」と回答した方が約6割というのでかなり多くなっているというような状況です。

あとは、コロナ禍以降、母子・父子福祉団体と、特にヒアリングのときでも、コロナ禍以降、生活に困窮するひとり親の食糧支援とかというところはかなり増えてきているというようなお話もありまして、食費を節約するためにフードパントリーを利用しているなどの御意見もいただいたところです。

あとは、52ページの一番下はまた繰り返しになりますが、民法改正のところも少し触れております。

こちらも踏まえまして、経済的支援では児童扶養手当ですとか児童育成手当といった今までの取組も継続して行っているのですが、それ以外に東京都ですと子供への支援ということで、子供自身に対して子供の成長を切れ目なく支援するというので、「018サポート」と言って月額5,000円、子供に所得制限なく支給するというような事業を行っているということでこちらに記載しております。

あとは、森田委員長からも御指摘があったフードパントリーなど子供に関する食の支援というものも重要なので、どこかこの計画の中に位置づけてはどうかというような御意見をいただいております。経済的支援の中に「食に関する支援」というところで位置づけ

ております。

＜養育費確保への支援＞については相談支援等の再掲になりますけれども、東京都で行っている専門相談の充実ですとか、養育費相談を行う区市への支援、これは継続になりますが、養育費に関する公正証書の作成の支援ですとか、養育費の保証契約に関する保証料への支援といった事業を行う区市への支援を継続して行っていくというところを記載しております。

雑駁ですが、御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

今、第3章に関する御説明をいただきました。これについてまた御意見や、あるいは感想等を承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

皆さんから出てこないの、私から1つお願いしていいですか。働き方というときに、実はいわゆる病気とか障害とかという形でなかなか働けない。

でも、やはり子供たちには外に出て行く、あるいは社会と関わるみたいなのところがあることが子供たちの成長発達、あるいはひとり親の家族の健康度を高めていくためにもとても重要なので、具体的にはフルに働くというよりはボランティア的な働き方みたいなものをもっと進めるというのでしょうか。あるいは、サポートが入った働き方みたいなことを進める、中間的な働き方、あるいは社会との関わり方みたいなものというのを就労政策の中でどんなふうに来年度以降お考えになっていて、ここに書き込めるかというところでお話しいただけませんでしょうか。

○石島委員 産業労働局ですけれども、働く、働かないという二者択一ではなくて中間的な働き方ですね。

産業労働局で言うと、基本的には働きたいという方への支援をするというところがございますので、働く意欲のある方向けにいろいろサポートしているのですが、中には委員長からも今お話があったとおり、例えば障害を持たれている方とか、いろいろな事情を抱えてフルタイムで働くとかいきなり正社員就労的なものが難しいという方向けには、東京しごとセンターの中にあるのですけれども、専門サポート窓口というものを設けて、特に就労困難ないろいろな事情を抱えている方、障害を持たれている方、あとはひとり親の方とか、時間の制約がある方、そういう方向けに求人をその人その人に、一人一人に合わせたカスタマイズ、例えば勤務時間が短いほうがいいよとか、企業の側としごとセンターとでその人向けに調整をして柔軟に労働条件をカスタマイズした形で職業あっせんするといった専門の窓口もあったりします。

あとは、東京都としてはソーシャルファームという取組も行っています。これは企業向けの支援なのですが、企業の側がひとりと親ですとか、障害を抱えた方とか、困難を抱えた方を雇っていくという場合に補助金等でサポートしながら、あとはソーシャルファームで認証するときにちゃんとそういった方々をバックアップする体制があるかどうかというのも見ながら、ソーシャルファームの企業として認定していくというような取組もしてお

りまして、中間的な働き方と言えるかどうかはあれなのですけれども、一人一人の状況に合わせて、より働きやすい環境づくりをしていくというような取組は、しごとセンターであったり、ソーシャルファームとかで行ったりしているところではございます。

すみません。回答になっているかどうかですが。

○森田委員長 ありがとうございます。43ページのところに少しソーシャルファームのことが書かれていたので、それが具体的には最初の頃にお話があったこととつながっていくのかなとも思ったのですが、やはりそういうふうな発想というのはすごく大事だと思います。

ほかはいかがでしょうか。何かございますか。

○水野委員 東京労働局の水野でございます。

産業労働局さんのほうでおっしゃっていただいたように、我々ハローワークのほうでも個々の求職者の事情に合わせて正社員就労、フルタイム就労だけではなくて、ではそういう事情があれば週1日勤務から始めてみようかというような、そういった個別の対応というのは日常の業務の中でひとり親に限らず、その方の事情に合わせた職業紹介というものはやっております。ひとり親に特化したものではないのですけれども、そういった対応は東京しごとセンターさんなどと同じように我々もやっているところです。

あとは、中間的就労ということですと、代表的なのは障害者の施策の中で、いわゆるなかぼつセンター、と言われているようなところですね。そこなどでは障害者就業・生活支援センター、これは自治体さんと連携してやっているところですが、こういったものもございますが、これはひとり親の方が対象ではないので、参考ですが。35歳未満の方であれば、地域若者サポートステーションというものがありまして、ここはひきこもりなどを抱えた35歳以下の方などを対象に、最終的に働いて自立できるようにということを支援する機関なのですけれども、そこでいきなりフルタイムはなかなか難しいという方を、週1回、2回、短い時間の就労から始めるといった一つのステップとしてそうした支援を行っている施設もございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

もちろんひとり親の家庭支援センターでの活動だけではなくて、そういったハローワークなどの認知度というのはすごく高いですね。しかも、行きやすくなっているということもあるので、東京都全体、あるいは国の活動と連携したようなものがもう少し何か基礎自治体のところにもきちんと伝わって、100かゼロかという話ではなくて、やはり子供たちを育てながら大変だけれども働き続けていく。その働き続けるときの働き方も多様であるということで、緩やかな社会サポートみたいなものがグラデーションを持って展開されるみたいなことですね。

そうすると、ひとり親家庭が倒れない形がかなり実現できていくかなという気がするのですけれども、横井委員、どうですか。こういう働き方というところでもいろいろ支援をもらうということですが。

○横井委員 横井ですけれども、具体的に私たちのところに入所している部分では、割と行政が民間のそういう支援団体を指名してマンツーマンで、オーダーメイドで支援をされているという印象があります。

だから、すごくそういうところでは伴走的な感じで就労、特に精神疾患を持った方などは出勤しないと電話が施設のほうに入るとか、そういうふうな形で結構丁寧にやられているなという印象は持っています。

以上です。

○森田委員長 どうぞ。

○水野委員 自治体との連携ということですが、私ども国、労働局のほうでございますけれども、ハローワークの本庁舎の外に、自治体さんの主に市役所、区役所などの中に窓口を設けさせていただいて、東京都や自治体さんと一体的実施事業と称して一般の求職者の方や生活保護受給者の方に対する就労支援の窓口を都内22自治体、26拠点で実施しているところです。ハローワークは都内に17あるのですけれども、それ以上に住民の方により近い窓口として支援拠点を設置しておりますので、こういったものの周知に我々ももう少し力を入れていかないと、とは思っております。

これらの施設はハローワークと同じような職業紹介の機能がありますので、こうした施設もうまく使っていただければいいと考えています。自治体によってはひとり親の方とか生活困窮の方に対する支援を専ら行っているところもありますので、既に連携はかなりできていると思いますが、一層周知に努めていきたいと思っております。

○森田委員長 ありがとうございます。

何かこのことについていかがですか。ほかに住宅政策だとか、いろいろとここでは書かれていますけれども、何か感想や御要望はありますか。

では、泉谷委員どうぞ。

○泉谷副委員長 泉谷です。

今の就労のところに関係するのか、子育てのところなのか、ちょっと迷うところなのですが、ひとりで親家庭の、今、森田委員長からお話があった、お母さん、お父さん自身が社会的な参加の感じで就労している御家庭で育ってきた子どもたちが、自分が大人になっていったときに働くということをどういうふうに捉えるのかなということがすごく気になるところです。例えば、児童養護施設で18歳を迎えて就職をして旅立っていくお子さんたちなどには、就労支援の事業者さんが関わっていろいろな就業体験とかをさせていただいています。今は子供の就労体験みたいなことを企業さんが社会貢献事業としてやっていらっしゃるということも聞きますので、ひとり親家庭のお子さんたちが就労に関していろいろな可能性を考えられるような機会というものも何か子供たちへの支援のところの一つはあるとありがたいと思いながら、先ほどのお話を聞かせていただきました。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

子供たちとヒアリングしたときも、そういった何かインターンシップみたいな、ひとり親家庭の子供たちのインターンシップみたいな機会、それは一般のインターンシップというのと一緒なのか、あるいは特別なのか。常に今回の政策のところでは調整しなければいけないところではありますけれども、生活保護受給者にしても、ひとり親家庭にしても、やはり社会的な就労とか、あるいは社会的活動だとかというところとつながりが非常に弱い家庭で育った子供たちの支援というところで、逆にこういったボランティアであったり、あるいはインターンであったりというようなものが御検討いただきたり、あるいはアルバイトをするときのサポートが具体的に行われたりですね。

実は、私は幾つか別の自治体で子供・子育て計画にちょうど今、関わっておりますけれども、そういうところなどではやはりブラックバイトみたいなものから子供たちを守ることがとても今、大きい課題で、不当な人権侵害が起きてくるようなものから子供たちを守るには、どうしていったらいいのかということも実は大きい課題で、こういったものもひとり親のところに書くのか、あるいは労働政策全般として若者施策みたいなところに書き込んでいくのか、この辺もぜひ労働のところでは御検討いただきたいと思っておりますが、何か新しい動きみたいなものはありますでしょうか。

あります。ありがとうございます。

○水野委員 東京労働局の水野でございます。

今、2点御指摘いただいたかと思います。一点目、ひとり親家庭の子供に対する就労に向けた体験をさせる。ある意味、キャリア教育という観点かと思っておりますけれども、新しい取組というものではないのですが、ハローワークと地域の学校が協力して職業講話や職場見学、インターンシップ等を行っております。就職希望の高校3年生であれば、面接をやる1か月前くらいに応募前職場見学という機会もあるのですが、それとは別に、より早い段階から仕事を知ること、職場体験などの取組を学校とハローワークとが連携してやっております。キャリア教育の重要性については昨今言われているところでもございますので、引き続ききちんと取り組んでいきたいと思っております。

もう一点ありましたブラックバイトといいますか、闇バイトについてです。政府全体の対策として闇バイト撲滅のためいろいろな施策に取り組んでいるわけですが、我々厚生労働省におきましても、闇バイトに誘導するような、一般の求人を装ったような求人に対するチェックというものは強化しているところでございます。また、闇バイトに注意してくださいという周知はハローワークの窓口などに警察からポスターをいただいて掲示したりですとか、ハローワークのSNSなどで注意喚起するなどの取組を今やっております。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかに東京都からありますか。

○石島委員 東京都産業労働局ですが、今、東京労働局さんのほうからお話が合ったとおり、児童養護施設にいらっしゃった方で18歳未満の方であれば基本的に学校を通

じて就職活動とかされることになると思いますが、それはハローワークさんのほうと連携されてということで、都立高校とかはかなり結びつきが強いのでハローワークさん中心に御支援いただいているところではあるのですけれども、産業労働局ですと18歳未満というよりも大学生とか、もう少し上の方を対象にはいろんな企業の就業体験ができる機会の提供をしている事業がございます。一応大学生とかを対象にはしているのですけれども、高校生であっても御希望であれば学業に影響がない範囲ということになるので参加できる時期は夏休み時期とか限られてしまうかもしれないのですけれども、御希望の方には参加いただけるような事業も展開はしております。

あとは、闇バイトについては東京都のほうもしごとセンターとかいろんなところで普及啓発を行っていたり、実際にそういう闇バイト的な仕事に応募してしまったとかという場合に、労働相談情報センターという労働問題のトラブルの相談に応じる機関とかもございますので、そういったところでも周知と実際の相談への対応等も行っているところでございます。

聞くとところによると、最近いわゆるスポットワーク的なものがすごく広がってきていて、スマホとかで簡単に仕事が探せるようになってきているので、そういう登録をしている人が何千万人という形で急激に市場が急拡大している分野でもあるのですが、そういったスポットワークのプラットフォーマーが多分本来は求人票を扱う場合は職業紹介になるので、きちんと職業安定法にのっとって情報を載せないといけないのですが、闇バイトについてはその情報が安定法上求められているものが抜け落ちているにもかかわらずそのまま掲載してしまったり、それで求職者の方が判断がつかずに応募してしまうようなこともあったりするので、今後そういったプラットフォーマーも含めて闇バイト対策というのはしていく必要があるのかなとは思っているところでございます。

○森田委員長　ありがとうございます。

横井委員、どうぞ。

○横井委員　横井ですけれども、参考までに、御存じだと思うのですが、社会的養護の部分では児童養護とか里親さんなどが民間団体でブリッジフォースマイルという生活費のこととか、奨学金のこととか、今は居住支援も一部やっているようなのですけれども、そういうふうなワークショップを中学生とか高校生を対象に結構活発にやっているんです。社会的養護関係だとそういうような団体があるのですけれども、母子とか父子の子供たちは割とそういうふうな支援者というか、団体が少ないんです。

だから、そういうところに奨学金の情報とか、今はサイトもできていますけれども、何かそういうような経済的な面で子育ての部分の費用とか、そういう具体的な部分の情報というのは、親が働いていてワンオペで仕事をしていますので、そういうものであまり丁寧なものはないんですね。だから、そういうものを少し行政のほうで取り入れて、そういう人たちをちゃんと自立させて税金が払えるような人に育てていく仕組みがあるとすごくいいなと思いました。参考までにです。

○森田委員長　いかがでしょうか。

子供たちのヒアリングのときにも少し出ていたように私は記憶しているのですが、やはり安全でかつ安心できる場であったり、情報であったり、まさにそういうことだと思います。ここだったら安全にアルバイトしていいよとか、安全にお金を借りてもいいよということで、就労にしても、それからひょっとしたらその後の例えば大学にしても専門学校にしてもその家庭から通えないこともあるわけで、具体的にはこういう下宿を探すだとか、いろいろなひとり親家庭の中でも子供たちがその後、自立していくための様々な支援というものです。それを私はよく地続きと言うんですけども、やはり子供たちの政策から青年期、若者期、そして成人になっていくという、その時期の具体的な安全とか安心というものが非常に脅かされている。この脅かされているものをどういうふうに社会的な安心感というものを使いながらきちんとサービス提供できるか。

私みたいな社会福祉に長く関わってきた者からすると、そういう安全・安心というものが例えば母子生活支援施設に入っているときはその情報でやれる。だけど、地域に出た途端にやはりそのところを担保する方法というものがなかなか難しいし、相談に乗ってもらったり、具体的なそういった場所を探していくことは難しい。そこをどう社会的にサポートできるシステムをつくっていくかということではないかと思うわけですね。

そうした形で、恐らく今、非常に不安な社会が形成されつつあると、余計に一人で子供を育てていくというときのひとり親たちの家庭生活の不安感というものは倍増しているし、多分子供たち自身もその中でなかなか自立していく一步を踏み出せない状況にあるとすると、そこをどう支えていくか。この社会状況の中で、ひとり親で育てるということ、あるいはひとり親家庭で育つということの子供たちや保護者の方々との状況を支える社会的支援というものの全体像をつくり上げなければいけないと思いますので、ぜひ今、就労というときに、それは親の問題だけではなくて子供自身もやはり就労というところでいくと、物すごく大きな課題を抱えているというところも押さえていただけるといいかなということをおもいました。

特に、先ほど子供の貧困だとか、いろいろなことが出てきましたけれども、ひとり親家庭というのは次の世代を育てていくという大変重要な役割も持った世帯ですので、ぜひそういった総合的な視点ということを持っていただけるととてもいいかなと思った次第です。

それでは、また後で全体を振り返ることができますので、第4章に移らせていただいてよろしいでしょうか。

では、4章の説明をお願いいたします。

○岡本課長　事務局でございます。

第4章なので55ページ以降を御覧いただければと思います。

第4章は「母子生活支援施設の活用」というところで特出ししてまとめております。

「母子生活支援施設の状況」については第2回目のところでお話した内容をまとめておりますが、特に児童福祉法の改正ですとか、今、新たな社会的養育推進計画をまとめて

おりますので、母子生活支援施設がもちろん児童福祉施設として母子の支援というところもありますけれども、地域の子育て支援の中で積極的に活用していく必要がある。母子生活支援施設の多機能化といったようなところも「社会的養育推進計画」の中で位置づけられておりますので、今、都においても「社会的養育推進計画」の策定の作業を進めておりますが、そちらとも整合を図りながらやっていきたいということで、55ページ、56ページ辺りに書いてございます。

それで、56ページ以降に母子生活支援施設の状況のデータ等がございますが、これは第2回目で御説明した内容を再掲しているものでございます。多少、第2回目でお出しした資料のデータが古い部分がございますので、またこれは素案をまとめてパブリックコメント等を実施するまでの間に更新をしていきたいと思っております。

66ページ以降に具体的な展開を記載しておりますが、1つは「課題（ニーズ）を有する母子への支援」ということで、入所中の施設において保護をしている母子への支援の部分を2-1というところに記載しております。それで、前回、泉谷副委員長のほうからも、入所という言葉をはかに言い換えることができないかというような御提案もいただいて少し検討したところなのですが、今の時点で入所という言葉ですが、2-1のほうは入所しての支援をしている部分で、2-2のところで地域と子育て支援と書いておりますので、入所してではない利用の仕方との差を分かりやすくすることと、児童福祉法上も入所しての保護となっているので、一旦入所という言葉は今回の計画においてはそのまま使わせていただきつつ、確かに全国の母子生活支援施設の協議会のほうでも入所という言葉について今後その言葉をどうするべきかというような御議論がされているということも伺っておりますので、引き続きの課題とさせていただけたらと思っております。

2-1のところで、もともと「課題を有する母子への支援」としたところ、横井委員からも御指摘がありまして、課題といってもいろいろなニーズがあるということで、「課題」で括弧をして「(ニーズ)」という記載にさせていただいております。

母子生活支援施設のところでは、本当に様々な理由で入所されている方もいらっしゃるということと、精神疾患とか障害とか抱えていらっしゃる方が増えているというような話がありますので、ますます専門性というのが重要になっているのではないかと考えております。

あとは、入所期間が1年6か月くらいとなっていて短縮傾向にあるので、入所期間を2年と定めている自治体なども多いということもあって短縮していますけれども、入所の期間が短く課題が解決しないまま退所する世帯もあるということで、退所後のアフターケア、入所期間中からの自立の支援もそうですし、退所後のアフターケアというのも重要になっているのではないかと考えております。

「今後の取組」のところで67ページ以降に書かせていただいておりますが、＜専門人材の確保・育成・定着＞というところは引き続きの課題かと思っておりますが、特に＜アフターケアの充実＞という意味で自立支援担当職員の配置というのが始まってはいますけれど

も、まだ一部というところもあって、ここがさらにアフターケアを行う職員の配置が進むような働きかけが重要と考えております。

＜広域利用の促進＞という意味では、第４期計画策定のとときと比較しますと、広域利用をしている母子生活支援施設というのは増えてきています。今まで広域利用の活用の促進というところではDVの被害者の方がいらっしゃるので場所の秘匿というか、そういう意味で広域利用を進めるというように記載していたのですが、DVだけの施設ではないというイメージの転換というのも重要だというような御指摘もありますし、確かにDVだけで母子生活支援施設を利用している方ばかりではないというところと、あとは入所率という意味ではなかなか入所率が上がらず、暫定定員がかかっているような母子生活支援施設もあるというところで、今回この＜広域利用の促進＞のところでDV被害者の保護のためという視点というよりは、母子生活支援施設の活用促進という意味で広域受入れの実施というものを働きかけるというふうに記載を変更させていただいております。

69ページに「地域の子育て資源としての積極的活用」というのを記載しております。先ほど申し上げたとおり、社会的養育推進計画のこともございますので、もちろん緊急一時保護とかショートステイの事業を実施している施設というのは増えてきてはいるのですが、施設によって取組に差があるというところと、どうしても母子生活支援施設のほうだけが多機能化したいと思っても、事業を実施する主体としては区市町村ですので、区市町村と施設の両方の意識の変化がないとなかなか多機能化が進んでいかないのかなというところを課題として考えております。

それで、第２回目の会議のときにも母子生活支援施設を紹介するようなハンドブックを作成するというような御説明させていただきまして、今年度中に作成の予定なのですが、先行事例で多機能化とか高機能化を進めているような母子生活支援施設の事例をハンドブックを使って御紹介するようにし、母子生活支援施設のほうにも働きかけを行うとともに、区市町村のほうにもぜひ母子生活支援施設を活用していただいている先行事例などを基にして働きかけていきたいと考えております。

あとは、そういった場合にDVの対応とかにおける安全性への配慮と、または子育て支援ということだと開かれた施設としての役割と、両方考えていかなければいけないので、今は幾つか母子生活支援施設を取材させていただく中でも、秘匿性と開かれた施設ということで、こういったところを工夫しているかというようなことも取材させていただいていまして、そういった注意している点とか工夫しているところも御紹介していきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○森田委員長　ありがとうございました。

これについては横井委員からありますよね。どうぞ。

○横井委員　すごくよくまとめていただいています、前回から章立てしていただいて、今回は特に２－２の「地域の子育て資源としての積極的活用」というところがメインなの

かなという感じがします。

それで、気づいたことだけ言わせていただきたいのですけれども、66ページ、67ページにかけて、いわゆる「現状と課題」というところで66ページの下から○の3つ目なのですが、DV被害のための専用施設というイメージを持っている人もいる可能性が指摘されているということで、ここの部分から、今後は入所だけでなく全ての子育て世帯の支援を担う施設としての期待とか、そういうことまで踏み込むのか。

ただ、69ページにそういうものを出しているのですこまで言及する必要があるのか、ないのかというのは事務局のほうで考えていただきたいと思います。

それから、66ページの一番下の○と、67ページの一番下の○の＜施設整備等への支援＞と現状なののですけれども、私たちも努力していますが、例えば施設の改築、改修ということに関して、多機能化を意識した改修等とか、何かそういうふうなことを入れてもらうと、単なる改修ではなくて機能強化に内部的にはつながるのかなという期待を持ちながら、そういう文言を加筆というのはいかがですかという提案です。

それから、68ページの【主な施策】という中で、これは国の事業なのか、東京都の事業なのかというのが不明な部分があるのですけれども、ひとり親家庭等生活支援事業と、生活向上事業とちょっと名前が似ていますが、7日間とか中期的な入居というか、入所ができる、利用ができるようなもの、私たちは勝手にミドルステイという表現をしていますけれども、国のほうでそういうものも入れる必要があるのかどうかということと、あとは機能強化推進費補助の中で親子支援事業というものがあるのですが、親子関係再構築支援とか、そういうところに有効な補助金だと思うので、これなどは入れませんかというような提案です。

○森田委員長 いかがでしょうか。都のほうから何か御発言ありますか。

○岡本課長 ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点で、特に施策のところどこまで書くかというのは少し検討させていただきたいと思っております。

あとは、ミドルステイが2-1のほうにくるのか、2-2のほうにくるのか、どちらに位置づけるかなというのはあるのですけれども、確かに新しい事業でこれからどんどん使っていくところが増えていく施策かと思いますので、どちらに位置づけるかは。

○横井委員 2-2だと思います。

○岡本課長 そうですね。普通の入所というよりは多機能化のほうなのかなと思うので、今いただいた御意見を基にまとめるときに少し追記を考えたいと思います。ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにいかがですか。

どうぞ、木村委員。

○木村委員 木村でございます。

文言の整理の関係です。66ページの一番下の「施設の改築・改修」のところと、67ペー

ジの一番下の〈施設整備等への支援〉のところで、66ページは「改築・改修」となっていて、67ページは「建替や改築」となっております。自分の認識ですと、67ページの改築というのは建築系だと多分建替えも改築だと思うので、同義語が並んでしまっているのも、改築・改修に整理していただいたほうがよろしいかと思います。ちょっと御検討ください。よろしくお願いいたします。

○森田委員長　どうぞ。

○横井委員　もう一点なのですけれども、横井です。

67ページの〈入所率向上に向けた取組〉ということで上から4つ目なのですけれども、この中で「児童相談所の職員等に周知していきます」ということで、ここは経営的な課題というのはすごくあるのですが、私たちの施設は市部26市に建っているのですけれども、年度内にそこの母子・父子自立支援員さんと交流会をするんです。定期的な連絡会とか、そういうことがあると、母子・父子自立支援員さんも母子生活支援施設の活用に向けるために、そもそも母子施設を知らないとか、機能を知らないとか、そういうようなものもあるのではないかと考えているのと、活用の方法が分からないとか、それから窓口に来た利用者とうとうないでいいのか分からないとか、そういうところもあるのかなと考えていますし、先ほども出たようにDV施設だという認識をお持ちの方もいらっしゃるのも、もっと多機能に使われるような変革を内部ではしようと思っていますので、そういうふうなところで連携をする場所をつくっていただければ非常にありがたいと思っています。

以上です。

○森田委員長　いかがでしょうか。

これ自体としては、自治体の様々な相談機関だとか、あるいは先ほどのいろいろな活動を支援している人たちがどこまでこういった母子生活支援施設や、様々な事業を理解し、そしてそれを積極的に活用しながら一人一人の家庭の子供たちや親たちの自立支援というところにつながり相談支援ができるかということに関わってくるのだらうと思うわけですが、なかなかそこがうまくいかない。

特に、恐らく自立支援員の方々が非常勤職員であったりする方も結構いらっしゃると思いますし、ひょっとしたらその人たち自身の数としてもそんなにたくさんいらっしゃるわけではないから、研修に出たら相談ができないみたいなこととか、そういったことをよく言われますけれども、母子生活支援施設自体も非常に職員の数が少なくてなかなか研修ができない。

でも、私もいろんな施設の評価などに入らせていただくと、丁寧にそういった事例検討だとかスーパーバイズなどを受けながら質を高めてきた施設というのは、やはりいい職員が育っていくし、そしてまたその中でより深い実践というものが出ていきますよね。

そういうことを考えていくと、こういった母子生活支援施設というものが児童福祉施設としてきちんと位置づいているという今の社会の中で、どこまで母子生活支援施設をフル活用できるかというのはすごく大きいと思うわけですが、ぜひここがフル活用で

きるようなシステムということを考えていただきたいと思うわけですが、ここについて泉谷委員から何か御意見ありますか。どうでしょうか。

○泉谷副委員長　ありがとうございます。泉谷です。

今、森田委員長がおっしゃってくださっていたのですけれども、母子生活支援施設は多機能化を図り、従来の入所支援と、地域支援両方やっていくという方向が打ち出されていると思います。今まで入所のところで関わりのあった母子・父子自立支援員などだけでなく、これから地域支援をやっていく中で自治体の地域の子育て支援の部署の方たちともたくさん関わりが出てくると、自治体の母子生活支援施設の理解というのもまた変わってくるというのと期待をしたいと思っているところです。

ただ、先ほど事務局のほうから、自治体の考え方と母子生活支援施設のやっていきたいという気持ちがなかなかマッチしないところもあるというお話があったと思うのですが、やはり母子生活支援施設がどういうふうに事業展開をしていくかというときには、自治体の方と一緒に考えるということがとても大事なのかなと思います。実際に森田委員長も関わられている自治体で非常に一生懸命やっていらっしゃるところもあるかと聞いております。

もう一つ、横井委員が多分御存じかと思うのですけれども、全国の母子生活支援施設の協議会のほうで地域支援を展開していく中で、児童家庭支援センターを母子生活支援施設が併設してはどうかというような意見が出てきたりしているように聞いています。

しかし、東京都に関しては児童家庭支援センターというような児童福祉法に規定されているものを展開する体制ではないのかなということと、いろいろな団体があるので、例えば妊産婦の居住支援などをやっていらっしゃるNPOさんとか一般社団法人さんもある中で、そういうところとどうやって母子生活支援施設が自分たちの支援を差別化して、自分たちの提供できることは何かということを打ち出していけるかということを踏まえていろいろなところと連携していくということがあるのかなと思います。先ほど事務局からお話があったように、ぜひ東京の都内の施設の中で先駆的に取り組まれていらっしゃるところのことを皆さんと共有していただく。そうすると、この施設がある自治体さんはこういう意向でやっているのわかって、ほかの自治体さんも参考にできるのかなと思いながら、今、皆様の御発表、御発言を聞いていました。

まとめがなくて申し訳ありません。以上です。

○森田委員長　ありがとうございました。

横井委員、何か今のお話について何かありますか。

○横井委員　ちょっと全国の話が出たので、全母協のほうでもいわゆる3つの指針ということで、妊産婦支援、親子関係の再構築支援、それから地域支援という3つの部分を強化していきましようということは全国に投げかけているところなんです。

その中で、やはり東京以外では児家センが地域支援の窓口になるのでつくりやすいかなという感じはしますけれども、ただ、東京都は独自にいろいろなそういうような人材の部

分を出しているので、心理担当職員も2名の配置みたいな中でそれをして、これは全国でやっていますけれども、自立支援担当職員とかを配置しながら、とりあえず児家セン的な部署をつくって地域支援の窓口にしていこうと、現状はそれくらいしかないので、希望としては東京も児家センが母子生活支援施設とか社会的養護が持てるとすごくやりやすいというふうな感想はあります。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

東京都の動きの中で非常に特徴的なのは、子家センですね。子供家庭支援センターが各自治体の中にあるということについて、子供家庭支援センターが具体的にはどういうふうな形でこういった基礎自治体のひとり親が抱えている課題、あるいは希望でしょうか、そういったものをコーディネートしながら、具体的には東京都の事業だとか、各基礎自治体の事業のそういった調整ができるか。

私は、児童相談所を持っている23区の自治体の様々な計画に関わったりしていますし、全くそれを持っていない自治体とも関わっておりますので、そういう意味ではこの子家センをどういうふうに位置づけるかということや、あるいは東京都の事業と基礎自治体の事業がどのように連携するのかということや、誰がコーディネートしていくのかということとはとても重要だけれども、難しいなということとはとても思います。

東京都がやっているからできること、広域だからできることと、やはり基礎自治体ができることをどういうふうに調整していくのかというのは非常に難しく、東京都の母子生活支援施設が具体的に基礎自治体との連携を図っていこうというときの連携の難しさみたいなものがあるのだらうということは、私自身としてもいろいろなところで感じるころです。

そういう意味で、利用者の方にとってみれば、全てが自分たちの困難な状況の中できちんと役割を果たしてくださることがとても期待されているわけなので、このところをどう調整をつけるか。それは、コーディネーターは誰なのか、あるいはコーディネートをどこがすればいいのか、どのようにすればいいのか、多分そこに尽きるかなという気はしているのですが、次は研修なのか、あるいはシステム検討なのか、この辺りのところでぜひ御検討いただけたらいいかなと思うわけです。

とても難しい。私も近隣の関東の県の計画づくりなどにも関わっている関係の中で、やはり東京都の独自性でできることと、東京都でも難しいことというのはありますので、ぜひ最終段階のところまでにもう一段検討できればいいかなと思います。

それでは、続いてコラムのテーマに入らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○岡本課長 それでは、第5期ひとり親計画に掲載するコラムの事務局案について御説明をさせていただきます。

資料の4と、参考資料の4を御覧いただければと思います。

第4期計画は参考資料4のとおり、こちらの10件のテーマを掲載しております。第5期計画でもこの同数か、それ以上と考えておりまして、項目の事務局案については資料4のとおりとなっております。

考え方のほうを説明させていただきますが、まず第1の項目なのですけれども、こちらは第1章の3の「ひとり親家庭の支援機関の状況」というところに国の支援機関としてマザーズハローワークについて記載をさせていただいております。今年度、マザーズハローワーク東京がリニューアルオープンしたということもありまして、この章の最終ページに東京労働局さんに御協力をいただきましてマザーズハローワークの取組を御紹介という形で掲載させていただければと思っております。

2番目ですけれども、第2章の最後にトピックとしまして民法改正がございましたので、「父母の離婚後の子供の養育に関するルールの改正について」ということで制度の紹介を分かりやすくこちらのほうに掲載できればと思っております。

3についてですが、こちらは重なってしまうところもあるのでどうかというところもあるのですけれども、第5期計画の新たな取組ということで第1章か、もしくは第2章の最後のところに「ひとり親家庭の子供へのヒアリングについて」を紹介させていただければと考えております。

第4と第5ですが、第3章の具体的取組、「相談体制の整備」についてのパートというふうになっておりますので、1－1のところには現在も実施しておりますけれども、気軽に相談が可能ということがありますので、こちらに現在取り組んでおります、はあとのLINE相談について御紹介できればと思っております。

1－2のところには、第2回のときに母子父子福祉団体に来ていただいた際にも話題になりましたので、父子家庭のグループ相談会とか、そちらに関する支援について掲載できればと思っております。

第6番目は同じく具体的取組のところの「就業支援」になりますが、「女性ワークチャレンジ移動サロン」か、「はたらく女性スクエア」の取組ということで、産業労働局さんのほうで実際にやっている事業になっておりますので、こちらを掲載できればと考えておりますのと、伴走型の就業支援ということで「東京都ひとり親家庭就業推進事業について」が掲載できればと思っております。

第7のところはホームヘルプサービスについての取組で、区市の取組の好事例ということを御紹介できればと考えております。

8番、9番なのですけれども、こちらは「経済的支援」ということになりますので、養育費支援の区市の取組も好事例があれば紹介したいと思っておりますのと、都の「018サポートについて」が御紹介できればと思っております。

10番目については、母子生活支援施設の多機能化を進めるための施設の取組について2施設くらい御紹介できればと思っております。

こちらが事務局の案となりますが、委員の皆様の御意見をお伺いできればと思っております

ますのでよろしくお願いいたします。

○森田委員長 この提案ですが、こういうものをぜひというような御意見があればぜひと思いますが、いかがでしょう。

今日お話しいただいた労働の取組などでも、ひとり親に特化したものなどがもし書けるんだったら紹介してもらったり、あるいはキャリア形成みたいなどころでの取組だとか、若者、子供たちへの支援というのが少しヒアリングはそうなんだけれども、子供施策として出てくるものが何かあったらいいかなということは思いました。

それで、子供参加型の活動みたいなことをやっている自治体とかひとり親のものなどもあったらいいと思います。これは意見を聞いたではなくて、その中から何か取組みたいなものにつながっていくようなものが少し紹介できるといいかなと思ったのですが、何かいい取組はありませんか。

でも、団体の取組の中でも幾つかありましたよね。御紹介の中にもありましたので、そういうものでもいいと思います。ぜひお願いをしたいと思います。

ほかになればその次にいきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、素案全体に移ってもよろしいでしょうか。オンラインで参加してくださっている泉谷委員以外に今日代理で出てくださいっている方とか、あるいは畑中委員は何か御発言はいかがでしょう。

○畑中委員 福祉局の畑中でございます。

素案については、この検討委員会に欠席のときもあったのですが、うまく事務局のほうでまとめていただいているなという印象を持っています。私どもの生活福祉部では生活保護ですとか生活困窮者に対する支援、あとは今回入れていただいておりますフードパントリーの関係ですとか、そういったものを施策として行っていますので、そういった面でもひとり親家庭の自立支援と私どもの施策が切っても切れない関係にあるかなとは思っていますので、盛り込んでいただけてよかったかなと思います。

○森田委員長 ありがとうございます。

会議の中でも、本当にたくさんの児童福祉施設が東京都にはあるので、例えば今も非常に話題になっていますけれども、子供たちが年末年始に食事ができないというようなことがないように、施設に行けば絶対に食べられるというような施設が東京都の中に児童養護と母子生活支援施設を足すだけでもたしか100くらいあったと思うんです。100か所くらいそういったシェルター的な救済の場所があれば、子供たちは食べる場所がないといって放浪するというような事態は避けられるのではないかと、やはり都民感覚としては思うわけです。

ですから、そういった生活困窮ということと家族の形というところがある意味、具体的には制度が様々な形で補完し合いながら一人一人の子供たちのところに届いてくれる。それがまさに東京都のこども基本条例だと私は思っておりますので、ぜひそのところは連携をお願いしたいと思っております。

それでは、素案全体についての何か御意見はありますか。

どうぞ。

○横井委員 今回の点はないのですけれども、32ページのひとり親家庭の特性の状況とか、現在困っていることの中で出てこなかったの、今回はこういう具体的なものは出ていないのですけれども、ひきこもりと不登校に関しては次のことかもしれませんが、そういうものが多分実態としてはあるのではないかと思っているんです。

法人で無料塾をやっている、地域版の無料塾なのですが、20人来ていて全員が不登校なんです。そういうところに来ているのは、生活困窮している家庭なのです。母子家庭、父子家庭も含めて来ているのですけれども、このひとり親の困り事の中の設問を次回どういうふうにするのかということも多分出てくると思うのですが、ひきこもり、不登校というのは国の課題でもありますし、東京都でも何万人ですか、何千人ですか、出ると思いますけれども、そういうところを次回は少し議論をするような自立支援計画になっていけばいいなとは思いました。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

この問題については子供たち自身としても発言しておりましたし、ここで書き込むのか、子供・子育ての計画のほうに書き込むのか、あるいは具体的には教育計画などで書き込んでいくのか。本当に今、横井委員がおっしゃったように穴に落ちないようにしたい。制度が重なるがゆえに、その重なるものをお互いが遠慮していて、その政策が落っこちてしまったというようなことは避けたいわけなので、今回ひとり親の計画ということで、ひとり親ということにスポットを当てたときに何が一番課題なのか、どこを個別にきちんとサポートしておかなければいけないのかということを私たちはずっと議論してきたと思うんです。

そういう意味で今、横井委員がおっしゃったような不登校、そしてその地続きにあるひきこもり、あるいはその背景にある親たちの様々な障害であったり、病気であったりというような状況、これらをどういうふうに総合的に私たちは社会的にサポートできる仕組みをつくっていくか。ここがすごく大きい課題なのだろうと思うわけです。ぜひこの計画の中で最終段階のとき、まだパブリックコメントとかありますので、そういうところまで皆さんサポートをお願いしたいと思います。

そういうことで、素案の議論についてはここで終わりにさせていただくということでよろしいでしょうか。

では、次の議題ということで、今後のスケジュールについて事務局のほうからお願いいたします。

○岡本課長 では、「今後のスケジュールについて」、資料5を御覧いただければと思います。

1回目で御説明したとおり、子供・子育て関係で今年度3本、計画の策定を今、進めて

いるところです。「子供・子育て支援総合計画」と「社会的養育推進計画」と「ひとり親家庭自立支援計画」になりますが、それぞれ12月中に最終の会議を行いまして、下の「今後のスケジュール」というところにあるとおり、3計画全て同じ動きになっておりますが、計画案を1月末までに取りまとめることとしております。そして、2月にパブリックコメントを実施しまして、パブコメの結果も反映して計画の公表が3月末になります。

今回、ひとり親家庭自立支援計画については会議の最後になるのですが、もし何か追加で御意見等がございましたら、ぜひ1月7日の火曜日までに追加で御意見をいただけたら、本日のお話と1月7日までにいただいた御意見をまとめまして意見を反映させていただきたいと思っております。計画案の修正につきましては、申し訳ございませんが、事務局と委員長とで調整させていただければと思います。

あとは、参考までに参考資料の3をおつけしているのですが、国のほうでも「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」というものをつくっておりまして、こちらも今年度末で国の基本的な方針が終了になりますので、来年度からの分として新しい方針を国のほうでも定める予定になっておりますが、10月31日に開かれたワーキンググループの資料の抜粋ですが、国でも今ワーキングの2回目を12月の年末から年明けに行った後に1月以降にパブコメを実施するということになっていて、同じような動きになりますので、なかなか国の方針の内容を反映するというのが難しいかもしれないのですが、国のパブリックコメントの内容などを見まして、もし反映する必要がありますら東京都の計画のほうにも反映していきたいと思っております。

スケジュールについての御説明は以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

これについてはよろしいでしょうか。

では、御承認いただいたということで対応をよろしくお願いします。

ただいまの事務局からの説明のとおり、今後の修正については私のほうで取りまとめをしていくということになりますので、ぜひ1月7日までの御意見と、その後いろんなことがありましたら事務局のほうにお寄せいただくようお願いいたします。

4回の議論はこれで終わらせていただくということになります。本当に皆さんの御協力によってここまでたどり着くことができました。ありがとうございます。

今日オンラインで御参加の泉谷委員、そしてまた住宅政策局の皆様、ありがとうございました。

本日の議事は以上ということで、終わらせていただきたいと思います。

最後に、部長から一言お願いいたします。

○瀬川委員 本年6月に立ち上げました本検討委員会でございますが、今、委員長からお話にあったとおり本日で最後となりますので、私から一言御挨拶を申し上げます。

これまで4回にわたり、新たな計画策定に向け、大変熱心な御議論をいただきました。

委員の皆様方におかれましては、様々なお立場から貴重な御意見、御提案を頂戴し、誠にありがとうございました。

第4期計画の策定以降、子供の権利に関する条例や法律が施行されたことも踏まえまして、今回は初めての試みとしてひとり親家庭の子供たちへのヒアリングも行ったところでございます。森田委員長、泉谷副委員長におかれましては、ヒアリングの実施に当たり、多大なる御協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

委員会での御議論やヒアリングの結果などを基に、今回の素案をまとめてまいりましたが、本日いただいた御意見を反映いたしましてパブリックコメントの実施までにさらにブラッシュアップをしてまいります。

また、計画に盛り込んだ内容を実際の施策として実現できるように引き続き取り組んでまいりますので、今後とも都のひとり親家庭支援への施策に御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。
○森田委員長 それでは、事務局のほうにお戻しをいたします。

○岡本課長 委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございます。また、6月から半年間にわたりまして御意見をいただきましたこと、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

先ほど御説明したとおり、何かお気づきの点とか追加で御意見をいただいている内容がありましたら、1月7日までに事務局宛てにメールで御連絡いただければと思います。

本日配付した資料につきましてはお持ち帰りいただいても結構ですし、そのまま置いていただければ後日郵送させていただきます。

事務局からの御連絡は以上でございます。

○森田委員長 皆様、本当に4回ありがとうございました。

これで全て終了いたしましたので、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

午後0時05分閉会